

# 確定決算報告書

自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日

## 資金収支計算書

## 事業活動計算書

## 貸借対照表

千葉県八千代市大和田新田76-18

社会福祉法人 北蓮児童育成会

若葉高津保育園

# 独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 23 日

社会福祉法人 北蓮児童育成会  
理事長 藤澤 彩 殿

公認会計士金井一夫事務所

公認会計士

金井一夫 

私は、社会福祉法人 北蓮児童育成会の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 会計年度の財務諸表、すなわち、資金収支計算書（事業区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業区分事業活動計算書及び拠点区分事業活動計算書を含む）、貸借対照表（事業区分貸借対照表及び拠点区分貸借対照表を含む。）、附属明細書及び附属明細表、財務諸表に対する重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め、全体として財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人 北蓮児童育成会の平成 29 会計年度の資金収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

社会福祉法人 北蓮児童育成会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成29年度 決算報告綴り  
社会福祉法人 北蓮児童育成会

法人全体	
資金収支計算書	第一号第一様式
事業活動計算書	第二号第一様式
貸借対照表	第三号第一様式
計算書類に対する注記	別紙1
事業区分別	
事業区分 資金収支計算書	第一号第三様式
事業区分 事業活動計算書	第二号第三様式
事業区分 貸借対照表	第三号第三様式
拠点区分別 (本部・若葉高津保育園)	
拠点区分 資金収支計算書	第一号第四様式
拠点区分 事業活動計算書	第二号第四様式
拠点区分 貸借対照表	第三号第四様式
計算書類に対する注記	別紙2
借入金明細書	別紙3(①)
寄付金収益明細書	別紙3(②)
補助金事業等収益明細書	別紙3(③)
事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	別紙3(④)
事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	別紙3(⑤) (該当なし)
基本金明細書	別紙3(⑥)
国庫補助金等特別積立金明細書	別紙3(⑦)
基本財産およびその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書	別紙3(⑧)
引当金明細書	別紙3(⑨)
拠点区分 資金収支明細書	別紙3(⑩) (省略)
拠点区分 事業活動明細書	別紙3(⑪) (省略)
積立金・積立資産明細書	別紙3(⑫)
サービス区分間繰入金明細書	別紙3(⑬) (省略)
サービス区分間貸付金(借入金)明細書	別紙3(⑭) (省略)
財産目録	別紙4
現金残高・預貯金明細表	
残高証明書	
各種明細表	
固定資産管理台帳	
償還約定表	

計算書類

附属明細

明細表

